

建築物省工不法 計画認定手数料

(円)

名称	区分		金額						
			適合証あり (※1)	適合証なし (※2)					
① 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (別表第67の11)	住宅 A	一戸建ての住宅(※3)		4,000	17,000	34,000			
			戸数区分	1戸	4,000	17,000	34,000		
				2戸以上4戸以下	8,000	29,000	63,000		
				5戸以上15戸以下	18,000	51,000	105,000		
				16戸以上45戸以下	40,000	94,000	179,000		
				46戸以上	73,000	142,000	256,000		
		面積区分	300㎡未満	8,000	29,000	63,000			
			300㎡以上2,000㎡未満	18,000	51,000	105,000			
			2,000㎡以上5,000㎡未満	40,000	94,000	179,000			
	非住宅 B	非住宅部分(※6)	300㎡未満	8,000	79,000	207,000			
			300㎡以上1,000㎡未満	14,000	101,000	260,000			
			1,000㎡以上2,000㎡未満	24,000	133,000	336,000			
			2,000㎡以上5,000㎡未満	73,000	215,000	480,000			
			5,000㎡以上10,000㎡未満	116,000	281,000	591,000			
			10,000㎡以上25,000㎡未満	146,000	338,000	699,000			
			25,000㎡以上	183,000	397,000	797,000			
			② 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定 (別表第67の12)	住宅 A	一戸建ての住宅(※3)		2,000	8,000	17,000
						戸数区分	1戸	2,000	8,000
2戸以上4戸以下	4,000	14,000					31,000		
5戸以上15戸以下	9,000	25,000					52,000		
16戸以上45戸以下	20,000	47,000					89,000		
46戸以上	36,000	71,000					128,000		
面積区分	300㎡未満	4,000			14,000	31,000			
	300㎡以上2,000㎡未満	9,000			25,000	52,000			
	2,000㎡以上5,000㎡未満	20,000			47,000	89,000			
非住宅 B	非住宅部分(※6)	300㎡未満		4,000	39,000	103,000			
		300㎡以上1,000㎡未満		7,000	50,000	130,000			
		1,000㎡以上2,000㎡未満		12,000	66,000	168,000			
		2,000㎡以上5,000㎡未満		36,000	107,000	240,000			
		5,000㎡以上10,000㎡未満		58,000	140,000	295,000			
		10,000㎡以上25,000㎡未満		73,000	169,000	349,000			
		25,000㎡以上		91,000	198,000	398,000			

※1 事前に登録建築物調査機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けた場合。

※2 事前に登録建築物調査機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けていない場合。

※3 一戸建ての住宅・・・住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないもの。

※4 共同住宅等・・・共同住宅、長屋、及び、その他一戸建ての住宅以外の住宅。

※5 複合建築物・・・共同住宅等を含む建築物。

※6 非住宅部分・・・建築物の住宅部分及び共用部分

※7 外皮性能及び一次エネルギー消費量共に誘導仕様基準を用いた場合。

※8 外皮性能又は一次エネルギー消費量のどちらか一方でも性能基準を用いた場合。

申請の単位は「住宅部分のみ」、「非住宅部分のみ」、「建築物全体」があり、手数料は上記の表の区分に応じた金額を次により算出した金額となります。

「住宅部分のみ」、「非住宅部分のみ」の場合

(1) 複合建築物の住宅部分・・・住戸の総数に応じてA参照(共用部分の規模に関わらず)

(2) 複合建築物の非住宅部分・・・非住宅部分の床面積に応じてB参照

「建築物全体」の場合

(1) 一戸建ての住宅・・・A参照

(2) 共同住宅等・・・住戸の総数に応じてA参照(共用部分の規模に関わらず)

(3) 複合建築物・・・A+Bの合計金額

共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の申請において、共用部分を計算する場合においては戸数の区分、共用部分を計算し、においては戸数の区分若しくは住戸部分の床面積の合計の区分で定められた金額のうちいずれか低い方の額とする。

建築物省エネ法 基準適合認定手数料

(円)

名称	区分		金額							
			適合証あり (※1)		適合証なし (※2)					
① 建築物エネルギー消費性能の基準適合認定 (別表第67の13)	住宅 A	一戸建ての住宅(※3)		4,000	仕様基準・モデル住宅法 ※7	17,000 17,000 29,000 51,000 94,000 142,000 29,000 51,000 94,000 142,000 ※8	(モデル住宅法を除く) 性能基準	34,000		
		共同住宅等(※4)又は複合建築物(※5)の住戸部分	戸数区分	総戸数が1のとき				4,000	17,000	34,000
				総戸数が2以上4以下のとき				8,000	29,000	63,000
				総戸数が5以上15以下のとき				18,000	51,000	105,000
				総戸数が16以上45以下のとき				40,000	94,000	179,000
				総戸数が46以上のとき				73,000	142,000	256,000
		面積区分	~300㎡未満	8,000				29,000	63,000	
			300~2,000㎡未満	18,000				51,000	105,000	
			2,000~5,000㎡未満	40,000				94,000	179,000	
			5,000㎡以上	73,000				142,000	256,000	
	非住宅 B		非住宅部分(※6)		300㎡未満	8,000	モデル建物法 ※7	モデル建物法以外	207,000	
				300㎡以上1,000㎡未満	14,000	79,000			260,000	
				1,000㎡以上2,000㎡未満	24,000	101,000			336,000	
				2,000㎡以上5,000㎡未満	73,000	133,000			480,000	
				5,000㎡以上10,000㎡未満	116,000	215,000			591,000	
				10,000㎡以上25,000㎡未満	146,000	281,000			699,000	
				25,000㎡以上	183,000	338,000			797,000	
						397,000				

- ※1 事前に登録省エネ判定機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けた場合。  
次に掲げるいずれかの書類を添付する場合の建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額については、住宅部分及び非住宅部分の区分に応じ、登録省エネ判定機関等があらかじめ適合基準に適合すると認められた場合の手数料の額を準用する。  
ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書のほか、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し  
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第2項に基づく認定の通知書の写しのほか、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し  
ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条の規定に基づく認定の通知書の写しのほか、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し  
エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項の建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5に適合していること又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行の際現に存する建築物にあっては断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級3、等級4若しくは等級5に適合していること)の写し
- ※2 事前に登録省エネ判定機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けていない場合。
- ※3 一戸建ての住宅・・・住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないもの。
- ※4 共同住宅等・・・共同住宅、長屋、及び、その他一戸建ての住宅以外の住宅。
- ※5 複合建築物・・・共同住宅等を含む建築物。
- ※6 非住宅部分・・・建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分。
- ※7 外皮性能及び一次エネルギー消費量共に誘導仕様基準を用いた場合。
- ※8 外皮性能又は一次エネルギー消費量のどちらか一方でも性能基準を用いた場合。

申請の単位は「住宅部分のみ」、「非住宅部分のみ」、「建築物全体」があり、手数料は上記の表の区分に応じた金額を次により算出した金額となります。

「住宅部分のみ」、「非住宅部分のみ」の場合

- (1) 複合建築物の住宅部分・・・住戸の総数に応じてA参照(共用部分の規模に関わらず)
- (2) 複合建築物の非住宅部分・・・非住宅部分の床面積に応じてB参照

「建築物全体」の場合

- (1) 一戸建ての住宅・・・A参照
- (2) 共同住宅等・・・住戸の総数に応じてA参照(共用部分の規模に関わらず)
- (3) 複合建築物・・・A+Bの合計金額

共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の申請において、共用部分を計算する場合においては戸数の区分、共用部分を計算したにおいては戸数の区分若しくは住戸部分の床面積の合計の区分で定められた金額のうちいずれか低い方の額とする。